

令和7年4月1日

患者様及びご家族各位

【入院時食事療養費に係る食事療養について】

入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

《食事提供時間》

朝食 8 時/昼食 12 時/夕食 18 時



埼玉セントラル病院 病院長

令和7年4月1日

患者様及びご家族各位

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般	一般	510円	
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 精神病床入院患者	300円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者	入院時生活療養(Ⅰ) を算定する医療機関に入院	510円	370円
		入院時生活療養(Ⅱ) を算定する医療機関に入院	470円	
	②厚生労働大臣が定める者 〔＝重篤な病状又は集中治療を要する者等〕 (低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		生活療養(Ⅰ) 510円 生活療養(Ⅱ) 470円	370円
	③指定難病患者 (低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ (⑤⑥に該当しない者)		240円	370円
	⑤低所得者Ⅱ〔重篤な病状又集中的治療を要する者等〕	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑦低所得者Ⅰ (⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円	370円
低所得者Ⅰ	⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中治療を要する者等〕		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ (指定難病患者)		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ / 老年福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者			



埼玉セントラル病院 病院長